

注1: 含水比の判断

当分の間、第四種建設発生土以上を対象とすることから、粘性土であって、通常の施工性が確保されるか疑わしい場合は、地山状態でコーン指数を測定し200kN/m<sup>2</sup>以上であることを確認するものとする。

注2: 化学性状に係る判断基準の根拠とその検定方法

1. 項目(1)～(32)の判断基準は、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める総理府令」(昭和48年2月17日総理府令第6号)別表第一による。  
また、検定方法は、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月17日環境庁告示第14号)又は「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月17日環境庁告示第13号)による。
2. 項目(33)の判断基準は、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物にかかる判定基準を定める省令の一部を改正する省令(平成15年6月13日環境省令第14号)による。また、検定方法は、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法の一部を改正する件」(平成15年6月13日環境省告示第68号)による。
3. 項目(34)～(35)の判断基準は、「底質の暫定除去基準」(昭和63年9月8日環水管第127号)による。また、検定方法は、「底質調査方法」(昭和63年9月8日環水管第127号)による。
4. 項目(36)は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第4号に規定する油分を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令」(昭和51年2月26日総理府令第5号)第1条による。  
また、検定方法は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第4号に規定する海洋投入処分を行うことができる産業廃棄物に含まれる油分の検定方法」(昭和51年2月27日環境庁告示第3号)による。
5. 項目(37)の判断基準は、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成14年7月22日環境省告示第46号)による。  
また、検定方法は、「ダイオキシン類に係る底質調査判定マニュアル」(平成12年3月環境庁)による。
6. 項目(38)～(45)の判断基準は、「土壌汚染対策法施行規則」(平成14年環境省令第29号)による。  
また、検定方法は、「土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第5条第4項第2第2号の規定に基づき、環境大臣が定める土壌含有量調査に係る測定方法」(平成15年3月6日環境省令告示第19号)による。

表一2 建設発生土の区分と主な用途

| 区 分  | 主な用途  |
|--|---|
| 第一種建設発生土<br>(砂、礫及びこれらに準ずるものをいう)              | 工作物の埋め戻し材料<br>土木構造物の裏込材<br>道路盛土材料<br>宅地造成用材料            |
| 第二種建設発生土<br>(砂質土、礫質土及びこれらに準ずるものをいう)          | 土木構造物の裏込材<br>道路盛土材料<br>河川築堤材料<br>宅地造成用材料                |
| 第三種建設発生土<br>(通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるものをいう)  | 土木構造物の裏込材<br>道路路体用盛土材料<br>河川築堤材料<br>宅地造成用材料<br>水面埋立て用材料 |
| 第四種建設発生土<br>(粘性土及びこれらに準ずるもの〔第三種建設発生土を除く〕をいう) | 水面埋立て用材料  |